

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第12報】-新型コロナウイルスに対する本学園の運営方針（目安）-

目標

① 生徒・職員・人命尊重
② 第3年次を中心とした年間カリキュラムの円滑な実施 ※ 第3年次は卒業後の調整が困難なため

設置校の通常運営方法

全日制	【フェーズ①】 全学年が一時間の時差登校をした上で、月曜日から金曜日の5日間で7時間以内で授業・部活動を行う。新型コロナウイルスに関連する欠席は公認欠席とする。土曜日は行事及び部活動のみ活動可能とする。土・日曜日は生徒の健康情報に関する情報収集及び対策を行うため、日曜日は特に校舎を閉鎖する。 【フェーズ②・③】 通常の時程で運用する。部活動も通常通りの運用とする。日曜日の校舎使用も実施する。 ※参考：【フェーズ②】有効な処方箋はあるが有効なワクチンがない状態（α時点～β時点） 【フェーズ③】有効な処方箋とワクチンがある状態（β時点～）
通信制	火曜日から土曜日の範囲で授業を行う。日曜日は校舎を使用しない。

時間軸とケース		【フェーズ①】有効な処方箋とワクチンがない状態（4月11日現在～α時点）		
空間軸		学内（生徒・職員）感染者なし	学内（生徒・職員）感染者あり（感染疑いも含む）	関係者や学内・関係者の家族に感染者あり（感染疑いも含む）
設置校が 感染拡大警戒地域 に在所	全日制	●設置者の判断で臨時休業を実施する。 ●臨時休業の場合は右記に準ずる。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●全学年2週間臨時休業する。（生徒は自宅を教室と捉え、授業時間中は自宅待機を要請する。） ◎3年次：オンライン授業を促進する。班内での感染があった場合は、同一時間帯の生徒や接触した職員を自宅待機とする。 ◎1・2年次：各学校・各コースの実態に応じてオンライン授業を行う。また、課題配布をclassi或いは郵送にて行う。 ●部活動を禁止する。 ●法人局を移動する。職員はテレワークを行う。原則、テレワークによる勤務時間中の外出は不可であり、電話・メール・Teamsは常に応答できる態勢を整える。 ●職員の感染・感染疑いがあった場合は同じ勤務時間帯の職員を原則テレワーク・自宅待機とする。（自宅待機中は原則60日間を限度に病気休暇扱いとする。） ●職員はテレワーク・自宅待機時においては出勤要請に備え、出勤できる態勢を整える。また、自宅待機時は心身の健康維持と自己研鑽に努める。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●濃厚接触者を中心に自宅待機する。 ●ケースに応じて臨時休業する。 ●臨時休業の場合は左記に準ずる。
	通信制	●設置者の判断で臨時休業を実施する。 ●臨時休業の場合は右記に準ずる。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●全校2週間臨時休業する。 ●職員はテレワークを行う。原則、テレワークによる勤務時間中の外出は不可であり、電話・メール・Teamsは常に応答できる態勢を整える。 ●職員の感染・感染疑いがあった場合は同じ勤務時間帯の職員を原則テレワーク・自宅待機とする。（自宅待機中は原則60日間を限度に病気休暇扱いとする。） ●職員はテレワーク・自宅待機時においては出勤要請に備え、出勤できる態勢を整える。また、自宅待機時は心身の健康維持と自己研鑽に努める。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●濃厚接触者を中心に自宅待機する。 ●ケースに応じて臨時休業する。 ●臨時休業の場合は左記に準ずる。
	イベント・出張・遠征・ （会食・旅行）	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食・旅行については自粛要請する。	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食・旅行については原則禁止とする。	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食・旅行については自粛要請する。
	来校受入れ	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。
	寮の対応	●生徒の帰省を原則許可しない。	●濃厚接触者を中心に随時対応（寮の閉鎖や寮を指定療養所に設定、非接触者の退避など）を行う。	●濃厚接触者を中心に随時対応（寮の閉鎖や寮を指定療養所に設定、非接触者の退避など）を行う。

設置校が 感染確認地域 に在所	全日制	●原則、通常運営する。 ●自治体の要請を踏まえて臨時休業を検討・実施する。 ●設置者の判断で臨時休業の実施もある。 ●臨時休業の場合は右記に準ずる。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●全学年2週間臨時休業する。（生徒は自宅を教室と捉え、授業時間中は自宅待機を要請する。） ◎3年次：臨時休業中は各学級10人以下の班を複数設定の上で各班日時を分けて登校し補習を行う。加えて、オンライン授業を促進する。班内での感染があった場合は、同一時間帯の生徒や接触した職員を自宅待機とする。 ◎1・2年次：各学校・各コースの実態に応じてオンライン授業を行う。また、課題配布をclassi或いは郵送にて行う。 ●部活動を禁止する。ただし、自主練習を可能とする。 ●職員は分散出勤・テレワークを行う。原則、テレワークによる勤務時間中の外出は不可であり、電話・メール・Teamsは常に応答できる態勢を整える。 ●職員の感染・感染疑いがあった場合は同じ勤務時間帯の職員を原則テレワーク・自宅待機とする。（自宅待機中は原則60日間を限度に病気休暇扱いとする。） ●職員はテレワーク・自宅待機時においては出勤要請に備え、出勤できる態勢を整える。また、自宅待機時は心身の健康維持と自己研鑽に努める。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●濃厚接触者を中心に自宅待機する。 ●ケースに応じて臨時休業する。 ●臨時休業の場合は左記に準ずる。
	通信制	●原則、通常運営する。 ●自治体の要請を踏まえて臨時休業を検討・実施する。 ●設置者の判断で臨時休業の実施もある。 ●臨時休業の場合は右記に準ずる。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●全校2週間臨時休業する。 ●職員は分散出勤・テレワークを行う。原則、テレワークによる勤務時間中の外出は不可であり、電話・メール・Teamsは常に応答できる態勢を整える。 ●職員の感染・感染疑いがあった場合は同じ勤務時間帯の職員を原則テレワーク・自宅待機とする。（自宅待機中は原則60日間を限度に病気休暇扱いとする。） ●職員はテレワーク・自宅待機時においては出勤要請に備え、出勤できる態勢を整える。また、自宅待機時は心身の健康維持と自己研鑽に努める。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●濃厚接触者を中心に自宅待機する。 ●ケースに応じて臨時休業する。 ●臨時休業の場合は左記に準ずる。
	イベント・出張・遠征・ （会食・旅行）	●出張・遠征などは原則禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食・旅行については自粛要請する。	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食（“3密”を避けた4人以内は可）・旅行については自粛要請する。	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食・旅行については自粛要請する。
	来校受入れ	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。
	寮の対応	●生徒の帰省を原則許可しない。 ●臨時休業が検討され始めた場合は、迅速に生徒を帰省させるか・県内に残すかを個別に判断する。	●濃厚接触者を中心に随時対応（寮の閉鎖や寮を指定療養所に設定、非接触者の退避など）を行う。	●濃厚接触者を中心に随時対応（寮の閉鎖や寮を指定療養所に設定、非接触者の退避など）を行う。

設置校が 感染未確認地域 に在所	全日制	●原則、通常運営する。 ●設置者の判断で臨時休業の実施もある。 ●臨時休業の場合は右記に準ずる。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●全学年2週間臨時休業する。（生徒は自宅を教室と捉え、授業時間中は自宅待機を要請する。） ◎3年次：臨時休業中は各学級10人以下の班を複数設定の上で各班日時を分けて登校し補習を行う。加えて、オンライン授業を促進する。班内での感染があった場合は、同一時間帯の生徒や接触した職員を自宅待機とする。 ◎1・2年次：各学校・各コースの実態に応じてオンライン授業を行う。また、課題配布をclassi或いは郵送にて行う。 ●部活動を禁止する。ただし、自主練習を可能とする。 ●職員は分散出勤・テレワークを行う。原則、テレワークによる勤務時間中の外出は不可であり、電話・メール・Teamsは常に応答できる態勢を整える。 ●職員の感染・感染疑いがあった場合は同じ勤務時間帯の職員を原則テレワーク・自宅待機とする。（自宅待機中は原則60日間を限度に病気休暇扱いとする。） ●職員はテレワーク・自宅待機時においては出勤要請に備え、出勤できる態勢を整える。また、自宅待機時は心身の健康維持と自己研鑽に努める。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●濃厚接触者を中心に自宅待機する。 ●ケースに応じて臨時休業する。 ●臨時休業の場合は左記に準ずる。
	通信制	●原則、通常運営する。 ●設置者の判断で臨時休業の実施もある。 ●臨時休業の場合は右記に準ずる。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●全校2週間臨時休業する。 ●職員は分散出勤・テレワークを行う。原則、テレワークによる勤務時間中の外出は不可であり、電話・メール・Teamsは常に応答できる態勢を整える。 ●職員の感染・感染疑いがあった場合は同じ勤務時間帯の職員を原則テレワーク・自宅待機とする。（自宅待機中は原則60日間を限度に病気休暇扱いとする。） ●職員はテレワーク・自宅待機時においては出勤要請に備え、出勤できる態勢を整える。また、自宅待機時は心身の健康維持と自己研鑽に努める。	●県・保健所と報告・連絡・相談を密にする。 ●濃厚接触者を中心に自宅待機する。 ●ケースに応じて臨時休業する。 ●臨時休業の場合は左記に準ずる。
	イベント・出張・遠征・ （会食・旅行）	●感染拡大警戒地域への出張・遠征を禁止する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の旅行については自粛要請する。	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食（“3密”を避けた4人以内は可）・旅行については自粛要請する。	●イベント・出張・遠征などは禁止する。 ●県内移動も可能な範囲で自粛する。 ●オンライン会議を促進する。 ●勤務時間外の職員の会食・旅行については自粛要請する。
	来校受入れ	●感染拡大警戒地域からの来校を禁止する。 ●オンライン会議を促進する。	●学園運営上必要な範囲を除いて禁止する。 ●オンライン会議を促進する。	●感染拡大警戒地域からの来校を禁止 ●オンライン会議を促進
	寮の対応	●生徒の帰省を原則許可しない。	●濃厚接触者を中心に随時対応（寮の閉鎖や寮を指定療養所に設定、非接触者の退避など）を行う。	●濃厚接触者を中心に随時対応（寮の閉鎖や寮を指定療養所に設定、非接触者の退避など）を行う。